

漏水確認と修理当番業者について

① 漏水の確認方法

宅内の蛇口等を全て閉めた状態でパイロットマークが回っていれば漏水が考えられます。



(注意)

パイロットマークが回っていても、トイレご使用直後や温水器等を設置している場合は、補水が行われている可能性があるのご注意ください。

② 漏水が確認できた場合

検針期間中であれば下記の修理当番業者にて調査及び修理の依頼をお願いします。

なお、**調査費用（訪問のための出張費用を含む。）及び修理費用はお客様のご負担**となりますので、あらかじめご了承ください。

水道を使用しているところが自分の持家ではなく、賃貸、借家等である場合は、費用負担先の確認も必要ですので、家主や管理会社等へまずご相談されることをおすすめします。

【3月（令和6年度6期）の検針期間中の修理当番業者】

※受付日を確認の上、ご依頼日当日の対応業者へご連絡ください。

受付日	業者名	昼間 連絡先	夜間 連絡先
3月21日(金)	高野商会	581-3169	同左(20:00まで)
3月22日(土)	(株)筑紫商会	080-4122-2438	同左(20:00まで)
3月23日(日)	古賀設備(有)	518-5999	同左(20:00まで)
3月24日(月)	(株)中原工務店	090-8222-9995	同左(20:00まで)
3月25日(火)	(株)共和設備工業	586-9960	同左(20:00まで)
3月26日(水)	(有)開衛設備	090-3735-5352	同左(20:00まで)

※ 各当番業者の受付時間は、当日8:30～20:00です。

※ 上記業者は、当企業団の指定給水装置工事事業者（指定業者）です。

今月の当番業者以外で、お客様の知り合いの指定業者がある場合は、直接そちらへ依頼されても構いません。なお、当企業団の[全指定業者](#)はホームページでご覧いただくことができます。

③ 水道料金等の減免について

修理が完了したら料金課までご連絡下さい。漏水箇所によっては申請により水道料金等が減免できる場合があります。

減免できる例……地下や壁の中等での漏水で、発見が困難であったもの

減免できない例……トイレ・受水槽等のボールタップ故障、温水器・給湯器等器具の漏水、その他目で確認できる漏水

料金の減免は、漏水に起因して最も使用水量が増加したと推定される 1期分のみが対象となりますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ等は下記まで】

- 漏水修理に関すること・・・春日那珂川水道企業団 施設課 571-7003
- 減免申請に関すること・・・春日那珂川水道企業団 料金課 571-7002

業務時間 8:30～17:00（土日祝日は休み）